

次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<法務>

注1

注2

人の容貌(顔)は個人情報に該当する

防犯カメラ作動中



注3

個人情報保護法に注意が必要です

※内容のご質問等については、TEL 0258-35-4444 担当 高野 畔上 齊藤 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

各種相談受け付けております。

“ワンストップ相談会”毎週金曜日 TEL 0258-36-2685 (要事前予約)

個人に関すること、経営に関することを各専門家がワンストップでご相談に応じます。

「防犯カメラ設置と個人情報保護法とプライバシー」

防犯カメラとは、不特定多数の者が出入りする店舗・施設に、犯罪の防止を目的として設置するもの。犯罪の抑制や防犯効果が期待できる一方、人の容貌が撮影される為、個人情報保護法を遵守する事が必要。また、個人のプライバシー権侵害のおそれがあるので、十分注意が必要。

- (注) 1 ① カメラ画像は「人の容貌（顔）」だけでも個人情報に該当する
但し 画質が低くカメラ画像だけで誰か識別できない場合は、非該当
- ② 顔の特徴データ（骨格、皮膚の色、目、鼻、口その他の顔の部位の位置や形状等の特徴を抽出し数値化したデータ）、が「特定個人を認識できる水準」である場合、パスポート番号等と同様に個人識別符号※（法2条2項）となる。個人情報保護法の適用対象となる。
- ※ 個人識別符号とは 免許証番号・保険証番号・マイナンバーなど
- (注) 2 ① 個人情報保護法の適用となると、情報取得にあたり、利用目的に関する規則として通知または公表（法21条1項）が必要
- ② お店に「防犯カメラ」を設置する場合、防犯カメラの存在を示すこと
- ③ 「防犯カメラ作動中」と店舗の入り口等に提示すること（防犯目的でカメラ画像を取得していることが認識できる）が必要。
- ☆ 当該本人が個人情報取得をされていることが容易に認識可能にする為
- (注) 3 プライバシー権の侵害（個人情報保護法とは別に民法の不法行為法による規律がある）個人の私的生活領域の平穩を侵害する事は、違法となる。店舗内に設置しても、公道上の人の容貌が撮影されていると、プライバシー権の侵害となる可能性がある。以上